

2 第 56 条《中小企業事業再編投資損失準備金》関係

【改正の概要】

令和 6 年度の税制改正において、中小企業事業再編投資損失準備金制度について、青色申告書を提出する法人で産競法等改正法の施行の日（令和 6 年 9 月 2 日）から令和 9 年 3 月 31 日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画の認定を受けた認定特別事業再編事業者であるものが、その認定に係る特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その取得をした株式等の取得価額が 100 億円を超える金額又は 1 億円に満たない金額である場合及び同日において一定の表明保証保険契約を締結している場合を除く。）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額に次の株式等の区分に応じそれぞれ次の割合を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金の額に算入できる措置が追加された（措法 56①表二）。

- (1) 認定特別事業再編計画に従って行う最初の特別事業再編のための措置として取得をした株式等……90%
- (2) 上記(1)以外の株式等……100%